様式第１号（第４条関係）

<table>
<tr><td colspan="8">精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の種類</td><td colspan="3">事業場の名称</td><td colspan="3">事業場の所在地</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">減額の特例許可を受けようとする労働者</td><td colspan="2">氏名</td><td>性別</td><td>生年月日</td><td rowspan="3">減額の特例許可を受けようとする最低賃金</td><td>件　　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>最低賃金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>精神又は身体の障害の態様</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>従事させようとする業務の種類</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>労働の態様</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>減額の特例許可を必要とする理由等</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="8">令和　　年　　月　　日
職
使用者
都道府県労働局長　殿　　氏　　名</td></tr>
</table>

注意
1　「精神又は身体の障害の態様」欄には、精神又は身体の障害の程度を記入すること。
2　「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。
3　「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。
4　「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。
5　「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること（地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること。）。
6　「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第４条第３項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。